

答申第19号

第1 審査会の結論

- 1 草加市長（以下「実施機関」といいます。）が、平成22年2月8日付け草地第〇〇〇〇号公文書非公開決定（以下「本件非公開決定」といいます。）において、別紙1記載の文書（以下「請求文書」といいます。）②に関して行った非公開決定は、これを取り消し、異議申立人が主張する「買収方式で行うか土地区画整理方式で行うかについて話なし合った部分」も請求対象に含まれるものとした上、別紙2の文書並びに別紙3の文書のうち番号5及び7の文書を新たに特定して、再度決定することが妥当であると判断します。
- 2 実施機関が、本件非公開決定において、請求文書⑤に関して、不存在を理由として行った非公開決定は妥当であると判断します。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成21年12月11日付けで、実施機関に対し、請求文書①ないし⑤（ただし、③は取下げ）の4件の公文書の公開請求（以下「本件公文書公開請求」といいます。）を行いました。
- 2 異議申立人は、本件公文書公開請求とは別に、平成21年11月26日付けで公文書公開請求を行っており、当該公文書公開請求について、実施機関は、草加市情報公開条例（以下「本条例」といいます。）第12条第2項の規定により公開決定等の期間の延長を行いました。
実施機関は、請求文書①については、平成21年12月21日付けで全部公開決定をしましたが、請求文書②、④及び⑤については、本条例第12条第2項の規定により、平成21年11月26日付けの公文書公開請求の事務処理が完了していなかったため、期限までに公文書を検索し公開決定をすることが困難であることを理由に、平成22年2月8日までの公開決定等の期間の延長を行い、異議申立人に通知しました。
- 3 実施機関は、異議申立人に対し、平成22年2月8日付けで、請求文書④について全部公開決定を、請求文書②及び⑤について非公開（不存在）決定を行い、異議申立人に通知しました。
- 4 実施機関は、請求文書②について非公開（不存在）と決定した理由とし

て、本件非公開決定通知書に「事業手法については、土地区画整理事業を前提に検討を進めておりますが、土地区画整理事業の決定には至っていないことからそのことを話し合った議事録は不存在のため非公開とするものです。」と記載しました。

また、請求文書⑤について非公開（不存在）と決定した理由として、本件非公開決定通知書に「Xが委託業務を行うに当たり、『下請け又は協力業者を使っている事を認めた』という文書は存在しないため非公開とするものです。」と記載しました。

- 5 平成22年3月19日に異議申立人より異議申立書が提出され、平成22年12月10日付けで当審査会に諮問されましたが、異議申立人による平成21年12月11日受付分の異議申立てに対する審査及び答申に平成22年8月下旬まで要し、また、本件異議申立ての争点が多岐にわたることから、諮問前に実施機関が異議申立人との間で争点の整理を行う必要があります、その作業に時間を要しました。さらに、他の審査事案が係属していたため、本件の審査は平成23年9月開始となりました。

第3 異議申立人の主張趣旨

異議申立人の主張は、異議申立書、意見書、共通意見書及び口頭意見陳述の内容を総合すると、次のとおりです。

1 区画整理事業と情報公開について

草加市は土地区画整理事業をするとき、関係住民に内容、仕組み、問題点、工法、平均減歩率、住民の負担、疑問点を説明し、承諾をもらう責任と義務があり、情報公開の義務があります。事業認可を受けた後に公開されても意味がありません。草加市は、区画整理を実施するために本音を隠し、住民を欺いています。このことを証明するためには情報公開が必要です。

また、条例に公開禁止の項目がなく公開するのが正当です。区画整理事業は住民に必要ありません。そのことを証明するためにも情報公開が必要です。

2 請求文書②の非公開決定について

草加市と新田駅東口地区まちづくり推進協議会（以下「協議会」といいます。）は平成14年からまちづくりについての協議、話し合いをし、平成16年からは勉強会や検討会も開催、平成17年秋までに土地区画整理事業で施行することの結論を確認しあっています。現に、平成19年3月

に協議会は土地区画整理事業でまちづくりをして欲しいと草加市に提案し、住民にも発表しているのにもかかわらず、「決定」という言葉を土地区画整理事業上の決定に置き換えています。

草加市は請求内容と全く違うことを主張していますので、公開請求内容をよく見てください。「話し合い又は決定したこと」ということを「決定したこと」のみと捉えています。「決定」とは、単に、「その場で決めた、確認し合った、互いに納得し合った」という意味で、草加市が内部で考え方針を決めたという意味です。土地区画整理事業の認可が下り確定したという意味ではありません。

「新田駅東口のまちづくりを買収方式でやるか、土地区画方式でやるかをいつ決定したかの部分およびその時の決定の文面および話し合った部分の文章のいずれかおよび全部。」と請求しており、話し合った部分の公開を求めています。話し合ったことは事実なのですから、必ずしも草加市が公開決定した理由の中に書かれた、「決定」の部分のみの文面ではありません。

草加市は「土地区画整理事業の『決定』には至っていない」と主張していますが、平成20年3月に草加市は土地区画整理事業で施行すると「新田駅東口地区まちづくり基本計画（案）」（以下「基本計画（案）」といいます。）を発表しています。さらに、平成22年3月27日に土地区画整理事業で実施すること、事業内容、範囲、平均減歩率などを発表しており、これは「決定」です。

このことから、草加市と協議会は新田駅東口まちづくりに関し何回も協議し、話し合っていますので、協議会との議事録、話し合った部分の文書は存在するので公開すべきです。

3 請求文書⑤の不存在について

請求文書⑤に関し、公文書公開請求書には、「判断書、査定書その他の名目を含み、質的に判断下さい。」と請求しているのに、この部分をカットしています。「下請け又は協力業者を使っている事を認めた」という文書だけを公開請求しているのではなく、「このタイトル以外なら、公開しなくても良い」ということではありません。

また、委託業者である株式会社X（以下「X」といいます。）が殆どの説明会などに1人しか出席せず、X以外の者が5人から6人来ており、開催した会において出席者の紹介をしていることから、委託業者以外の出席者が下請けと認識できると思います。一般的に会議などに委託業者以外の業者がいる場合は、どのような関係か聞くのではないのでしょうか。

このことから、「認めた文書」とは、Xが下請け業者を使って住民に説明させていることを容認していることに関する全ての文書であり、黙認、承諾などの記録を含んでいるものも求めています。下請けではないなら、関係ない者が、草加市の承諾もないまま、説明会等に出席していたことになると思いますので、該当する文書はあるはずです。

第4 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は、理由説明書及び口頭説明の聴取内容を総合すると、次のとおりです。

1 新田駅東口地区まちづくりの進め方及び請求文書②の不存在について

この地区のまちづくりは、地域の方々と話をする前に草加市で整備手法を考え、これを説明し理解を求める方法を用いたところ、何度も中止されてきた経緯があります。

このことから、平成14年からは地域の方々と協働してまちづくりの計画を立てて進めていくという手法をとることとし、新田駅東口地区の方々と構成される協議会には、地域の方々と協働のまちづくりを推進する上で、地域との窓口になっていただき、この協議会が、平成19年3月にこの地区のまちづくりの整備方針（骨組み）となる「新田駅東口地区まちづくり住民提案書」を草加市に提出し、草加市ではこの提案を実現するために平成20年3月に土地区画整理事業での整備を提案した「基本計画（案）」を公表しているところです。

公開請求時点（平成21年12月11日）では、土地区画整理事業の仕組みや権利者負担等を説明し、権利者の合意が得られるかを確認している段階であり、事業手法に対する草加市の方針も未決定であったことから、「新田駅東口まちづくりを買収方式や土地区画整理方式でやるかをいつ決定したのか」を協議会と話し合った議事録等は不存在のため非公開としたものです。

なお、まちづくりに関する草加市と協議会の調整会議等につきましては、事業を円滑に進めるために協議会の方々には忌憚なく意見を述べていただいているところであり、協議会の方々の率直な意見を公開することは、協議会との信頼が損なわれ、関係者の理解、協力が得にくくなり、公正かつ円滑な事務の確保に支障を及ぼすこととなります。また、今後のまちづくりを進めていく上で、活発な意見を聴取することも不可能となります。

2 請求文書⑤の不存在について

新田駅東口地区市街地整備事業推進業務の受託業者であったXが受託業

務を行う上では、都市基盤整備、共同化、区画整理、商店街、狭小住宅に関する事など様々な課題が存在します。通常コンサルタント業者は専門分野が特定されており、多岐にわたる分野のコンサルタント業者が存在しない場合に、受託業者は専門分野以外で実績のある業者をアドバイザー（協力業者）として同席させることがあります。そして、本件でもXは協力業者をアドバイザーとして同席させていました。草加市は、アドバイザーを決めるに当たり、Xと調整しておりますが、下請けという認識はなく、承認する必要もないことから「下請け又は協力業者を使っている事を認めた文書」は不存在としたものです。

3 草加市の説明責任について

異議申立人は、新田駅東口地区に関する計画内容や平均減歩率等権利者の負担に関する草加市の説明責任について主張しています。

草加市では、平成19年度に「基本計画（案）」を作成し、事業内容について関係権利者に対し説明会やアンケート等を実施してきました。

平成23年度は、引き続き、現況調査や関係機関との調整を行うなど「基本計画（案）」の修正に向けた検討を行っている段階です。よって、現段階では不確定要素を多く含んでいることから混乱を招かないためにも詳細については公表していません。特に、異議申立書に記載されている住民の負担（減歩率など）については、住民が最も知りたい情報であるため慎重に取り扱う必要があると考えています。

しかし、事業の合意を得るには権利者の知りたい情報を出来る限り説明することも必要と考えており、平成22年度は、各権利者に対する個別説明会において、土地区画整理事業に関する補償や清算金等の事業の仕組み、概算平均減歩率、個別の概算減歩率、概略換地先等の説明を行うなど、進捗に応じて関係権利者に説明を行っているところです。

このようなことから、異議申立人の主張する草加市の説明責任については、今後の事業の進捗に合わせて関係権利者に説明をしていくなかで果たしていきます。

第5 審査会の判断

1 審査に当たっての基本的考え方

本条例は、第1条において、「この条例は、市民の知る権利を保障し、市の諸活動を市民に説明する責任を全うするため、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市民による市政への監視の下に、より公正で開かれた市政を推進し、市民の市政への参加の促進に資することを目

的とする。」と規定するとともに、第5条において、「何人も、実施機関に対し、公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をすることができる。」と規定しています。

これらの規定は、本条例が市民の知る権利を保障し、草加市の諸活動についての市民に対する説明責任を履行する手段として「公文書公開請求権」を具体的な権利として保障していることを示しています。

したがって、本件異議申立てを審査するに当たって、当審査会は、本条例の上記のような趣旨・目的に照らし、公文書公開請求権を最大限保障することを基本として審査することとします。

2 請求文書②について

異議申立人は、請求文書②について、公開を求める公文書として「平成14年度からの草加市と東口協議会との協議、話し合い、打ち合わせ等をした協議書、議事録のすべての内。新田駅東口のまちづくりを買収方式でやるか土地区画方式でやるかをいつ決定したかの部分およびその時の決定の文面および話し合った部分の文章のいずれかおよび全部。」と記載しました。当該記載は、「および」という言葉が多用されているためもあり、その記載からは、請求文書②の「話し合った部分」が、決定したことを話し合った内容のことを指しているのか、単に買収方式でやるか土地区画方式でやるかを話し合った内容のことを指しているのか、判別ができません。

たしかに、実施機関のように、「決定したか」を話し合った部分と読むことも可能であり、そうであれば、土地区画整理事業の決定には至っていないという実施機関の見解も首肯できますから、実施機関の決定理由が不合理とはいえません。

しかし、異議申立人の異議申立書、意見書及び口頭意見陳述の内容から判断すると、異議申立人が請求文書②として公開を求めた公文書には買収方式で行うか土地区画方式で行うかについて話し合った記述を含む文書との意思が明確にされています。

そうしますと、請求文書②については、「買収方式で行うか土地区画整理方式で行うかについて話し合った部分」も請求対象に含まれるものと判断することが妥当です。

そして、当審査会がインカメラ審査を実施したところ、「買収方式で行うか土地区画整理方式で行うかについて話し合った部分」について、新田駅東口地区まちづくり協議会、勉強会等の会議における議事録の一部に、

請求文書②に該当すると思われる記載が存在することを確認しました。

また、平成23年12月15日に当審査会事務局が地域整備課への不存
在文書の現地調査を実施した結果、新たに存在が確認された別紙3の7件
の議事録等の一部に請求文書②に該当すると思われる記載が存在するこ
とを確認しました。

そこで、当審査会としては、別紙2に記載の新田駅東口地区まちづくり
協議会、勉強会等の会議における議事録並びに別紙3に記載の文書のうち
番号5及び7の文書を請求文書②として特定の上、再度決定することが妥
当であると判断します。

3 請求文書⑤について

請求文書⑤については、平成23年12月15日、当審査会が審査会事
務局に地域整備課の保有文書の調査を行わせた結果、不存
在であることを
確認しました。また、実施機関も、Xが権利者向けのアドバイザーとして
協力会社を同席させたこと自体は認めていることからすると、文書が存在
していないことの当不当はおくとしても、実施機関が、事実を反して下請
けを使うことを認めた文書が不存
在であると主張していると推認できる理
由も見当たらないため、実施機関の理由に不合理な点はないと思われ
ます。

以上の点から、当審査会としては、実施機関が、請求文書⑤に関して、
不存
在を理由として行った非公開決定は妥当であると判断します。

第6 付言

当審査会は、本件請求文書⑤を不存
在とすることの妥当性を判断する前提と
して、Xと草加市の業務委託契約においてXが下請けを使う場合に草加市が承
諾する旨の書面を作成する義務があるかどうかを確認しました。契約書には、
第4条（再委託等の禁止）「乙〔X〕は、委託業務の全部又は一部の処理を第
三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲〔草加
市〕の承諾を得た場合は、この限りではない。」と記載されており、下請けを
使う場合は、草加市が事前に承諾することになっています。そして、Xがアド
バイザーに協力を求める行為は、実態として下請けと評価される可能性もある
以上、承諾をした旨の文書を残すことが妥当であったのではないかと思料しま
す。

第7 審査の経過

本件異議申立てに係る審査の経過は、次のとおりです。

平成22年12月10日 草加市長職務代理者から諮問を受けました。

- 平成23年 7月19日 諮問実施機関に対して、理由説明書の提出を求めました。
- 8月 2日 諮問実施機関から理由説明書が提出されました。
- 8月17日 異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めました。また、口頭による意見陳述を希望するか照会しました。
- 9月 8日 異議申立人から意見書及び口頭意見陳述申立書が提出されました。
- 9月12日 諮問実施機関に対して、意見書の写しを送付しました。
- 9月22日 審査
- 9月26日 諮問実施機関に対して諮問事案に係る公文書及び関係資料の提出を求めました。
- 10月14日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書及び関係資料が提出されました。
- 10月19日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書及び関係資料が提出されました。
- 10月24日 審査、インカメラ審査の実施
- 10月26日 諮問実施機関に対し、口頭説明聴取に係る関係職員の出席について依頼しました。
異議申立人に対し、口頭意見陳述の日時を指定しました。
諮問実施機関に対して諮問事案に係る公文書の提出を求めました。
- 11月 4日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書が提出されました。
- 11月10日 審査、インカメラ審査の実施
- 11月24日 審査、異議申立人から口頭意見陳述、諮問実施機関から口頭説明の聴取
- 12月 8日 審査
- 12月12日 諮問実施機関に対して諮問事案に係る公文書及び関係資料の調査・提出を求めました。
- 12月16日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書及び関係資料が提出されました。
- 12月19日 審査

事務局調査（不存在文書の現地調査）結果報告

平成24年 1月24日 審査
2月 3日 審査
2月20日 審査
3月 6日 審査
3月21日 審査

平成24年4月2日

草加市情報公開・個人情報保護審査会

会長 右 崎 正 博

委員 大 井 法 子

委員 早 川 和 宏

別紙 1

本件請求にかかる文書（公文書公開請求書記載のとおり。）

- ①「草加市新田、松原団、谷塚各駅、駅前交通広場計画資料」一式
- ②平成14年度からの草加市と東口協議会との協議、話し合い、打ち合わせ等をした協議書、議事録のすべての内。新田駅東口のまちづくりを買収方式でやるか、土地区画方式でやるかをいつ決定したかの部分およびその時の決定の文面および話なし合った部分の文章のいずれかおよび全部。但し個人名、住所役所。前記以外の部分は黒ぬりをして良ろしいです。
- ③（請求の取下げにより削除。）
- ④Xが随意契約出来ると判断し査定し、全額認めた書類のすべて。
- ⑤Xが下請け又は協力業者を使っている事を認めた文書のすべて。判断書、査定書その他の名目を含くみ、質的に判断下さい。

別紙 2

番号	会議等日付	会議等名称	会議録等ページ数
1	平成 14 年 10 月 6 日	第 4 回まちづくり住民全体会議 議事録	2
2	平成 16 年 10 月 31 日	まちづくりアドバイザー業務実 施報告書 (新田駅東口地区)	2
3	平成 16 年 11 月 20 日	まちづくりアドバイザー業務実 施報告書 (新田駅東口地区)	2
4	平成 17 年 12 月 3 日	新田駅東口地区まちづくり推進 協議会 第 1 回 まちづくり勉 強会	1 1
5	平成 18 年 3 月 18 日	新田駅東口地区まちづくり推進 協議会 第 3 回 まちづくり勉 強会	1 2
6	平成 18 年 6 月 17 日	新田駅東口地区まちづくり推進 協議会 まちづくり検討会	1 1
7	平成 18 年 8 月 19 日	新田駅東口地区まちづくり推進 協議会 第四回まちづくり検討 会 Aブロック	3
8	平成 18 年 10 月 21 日	新田駅東口地区まちづくり推進 協議会 第六回まちづくり検討 会	8
9	平成 18 年 12 月 12 日	新田駅東口地区まちづくり推進 協議会 理事会	1
1 0	平成 18 年 12 月 16 日	新田駅東口地区まちづくり推進 協議会 第七回まちづくり検討 会	9
1 1	平成 19 年 2 月 17 日	新田駅東口地区まちづくり推進 協議会 第八回まちづくり検討 会	9
1 2	平成 19 年 4 月 20 日	新田駅東口地区まちづくり推進 協議会 意見書提出者との意見 交換会	1

1 3	平成 19 年 7 月 3 日	新田駅東口地区まちづくり推進 協議会 理事会	2
1 4	平成 19 年 7 月 21 日	新田駅東口地区まちづくり推進 協議会 第一回まちづくり勉強 会	3
1 5	平成 19 年 9 月 18 日	新田駅東口地区まちづくり推進 協議会 理事会	2
1 6	平成 19 年 9 月 22 日	新田駅東口地区まちづくり推進 協議会 第三回まちづくり勉強 会	3
1 7	平成 20 年 3 月 15 日	新田駅東口地区まちづくり 基 本計画（案）説明会	7
1 8	平成 20 年 6 月 15 日	新田駅東口地区まちづくり推進 協議会 路地ばた相談会	3
1 9	平成 20 年 6 月 22 日	新田駅東口地区まちづくり推進 協議会路地ばた相談会	3
2 0	平成 20 年 6 月 28 日	新田駅東口地区まちづくり推進 協議会 路地ばた相談会	6
2 1	平成 20 年 9 月 21 日	新田駅東口地区まちづくり 第 1 回土地区画整理事業勉強会	5
2 2	平成 20 年 10 月 25 日	新田駅東口地区まちづくり 第 1 回共同化勉強会	3
2 3	平成 20 年 12 月 6 日	新田駅東口地区まちづくり 第 2 回共同化勉強会	3
2 4	平成 21 年 1 月 31 日	新田駅東口地区まちづくり 第 2 回土地区画整理事業勉強会	6
2 5	平成 21 年 2 月 3 日	新田駅東口地区まちづくり推進 協議会 理事会	3
2 6	平成 21 年 3 月 7 日	新田駅東口地区まちづくり 基 本計画(案)の修正に関する説明 会	5
2 7	平成 21 年 3 月 17 日	新田駅東口地区まちづくり推進 協議会 理事会	3
2 8	平成 21 年 4 月 21 日	新田駅東口地区まちづくり推進 協議会 理事会	2

29	平成21年 6月6日 6月7日	新田駅東口地区まちづくり推進 協議会 路地ばた相談会	7
30	平成21年 6月16日	新田駅東口地区まちづくり推進 協議会 理事会	2
31	平成21年 8月9日	新田駅東口地区まちづくり 第 1回駅前・駅通り周辺地区土地 利用検討会	3
32	平成21年 9月29日	新田駅東口地区まちづくり推進 協議会 理事会	2
33	平成21年 10月4日	新田駅東口地区まちづくり 第 3回駅前・駅通り周辺地区土地 利用検討会	2

別紙 3

番号	会議等日付	会議等名称	会議録等 ページ数
1	平成 17 年 8 月 20 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会役員 会	1
2	平成 17 年 8 月 20 日	役員会要旨	1
3	平成 17 年 8 月 29 日	8 月 29 日 事務局会議の内容	1
4	平成 17 年 8 月 29 日	新田駅東口地区市街地整備事業調整会議	2
5	平成 18 年 11 月 9 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 調 整会議	1
6	平成 19 年 5 月 1 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 理 事会	2
7	平成 19 年 10 月 20 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 意 見交換会	4